

# 高山市町内会防犯灯改修等事業補助金 申請マニュアル

高山市では、町内会が維持管理している防犯灯の新設や改修(LED化)、撤去に要する経費の一部を補助します。

## 1. 補助対象事業・補助率等

町内会が維持管理する防犯灯に対する下記の事業が対象です。

対象事業	補助率	上限額(1灯あたり)	備考
LED 防犯灯の新設	1/3	35,000円	周辺状況により対象外の場合があります。
防犯灯のLED改修	1/2	50,000円	1基につき、補助は1回まで。 すでにLEDが設置されている場合は対象外。 対象:蛍光灯、水銀灯⇒LEDへ改修 対象外:LED⇒LEDへ改修
防犯灯の撤去	10/10	50,000円	

※1灯あたりの補助額は「必要経費×消費税×補助率」の千円未満切捨て

(例:改修の場合)1灯あたり25,000円(税込)×補助率1/2=12,500円

⇒千円未満切捨てのため、補助額は12,000円

## 2. 申請方法

申請期間内の事業着手前に協働推進課に必要書類(裏面にあり)を提出してください。

※事業着手後の申請は受付できません。

※申請期間は町内会長に対してお知らせしています。

## 3. 注意事項

- ・対象となる防犯灯は、町内会が維持管理しているものに限り、個人や商店街等が維持管理しているものは対象になりません。
- ・対象となる照明器具は電気料金区分が10VAまでのLED照明器具を基本とします。ただし、現在、大型のナトリウム灯などが設置されており、これをLED改修する場合は、この限りではありませんので、ご相談ください。
- ・事業者依頼する場合は、市内の事業者に限ります。
- ・設置する照明器具や専用柱は景観等に十分配慮したものとしてください。

## 4. よくある質問

Q. 新設の場合、どのような場所だと対象外になりますか。

A. 近くに照明があるなど、現地の明るさがすでに確保されていると認められる場合や、道路ではなく、駐車場や町内会集会施設のための照明と認められる場合などが対象外になります。

Q. 既存の防犯灯を近隣に移設したいのですが、補助の対象になりますか。

A. 既存防犯灯がLEDの場合は、対象になりません。移設する防犯灯がLED以外の場合は対象となる場合がありますので、ご相談ください。

裏面あり

## 申請時の必要書類

- 1. 高山市町内会防犯灯改修等事業補助金交付申請書(様式有)
- 2. 事業実施計画書(様式有)
- 3. 事業実施位置図(住宅地図など)
- 4. 工事費用見積書の写し(新設・改修の場合は、設置する照明器具の電力会社入力容量が明記されていること)
- 5. 現況写真※防犯灯の全景・設置場所が分かるもの
- 6. 新たに電柱等に設置する場合は電柱管理者(中電、NTT など)の承諾書の写し、他人の土地にポール等を設置する場合は、土地所有者の承諾書の写し など  
※NTT 柱に添架する場合、NTT からの承諾に3か月程度かかる場合がありますので、最初に確認してください。

## 事業終了時の必要書類

- 1. 高山市町内会防犯灯改修等事業補助金実績報告書(様式有)  
※申請書と同じ印を押印してください。
- 2. 事業実施報告書(様式有)  
※事業終了日は領収書の日付を記入してください。
- 3. 完成写真※防犯灯の全景が分かるもの
- 4. 工事事業者へ支払ったことが分かる領収書の写し
- 5. 電気料金区分を変更したことが分かるものの写し(電力会社の申込システムの画面を印刷したものなど)
- 6. 補助金請求書(補助決定時に送付します。)  
※申請書と同じ印を押印してください。
- 7. 振込口座(金融機関、支店、口座名義人、口座の種別、口座番号)が分かるもの

※各種様式は市 HP に掲載しています。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 申請・問合せ先

高山市 市民活動部 協働推進課

住所: 高山市花岡町 2-18(市役所本庁3階)

電話: 0577-35-3412 FAX: 0577-35-3414 E-mail: kyoudou@city.takayama.lg.jp